**平成２８年（フ）第１５６０号**
大阪市中央区島町１－２－12－1205、開始決定時の住所大阪市中央区糸屋町１丁目２番11－2902号
破産者　白本　恭啓
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２４６４号**
大阪府豊能郡能勢町宿野151番地の539
破産者　三宅　孝生
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２４６５号**
大阪府豊能郡能勢町宿野151番地の539
破産者　三宅　信子
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２５４６号**
大阪府寝屋川市石津南町３番34号
破産者　大橋　信也
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３３６９号**
大阪府東大阪市中新開１丁目14番31－106号第２エイサイハイム
破産者　中井　　聡
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３４６３号**
大阪府守口市緑町１番９－401号、前住所大阪府守口市大日町１丁目２番９－910号
破産者　**𠮷**下　　稔
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第１５８号**
大分市東津留１丁目３番37号
破産者　和田　　**邉**
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第１５９号**
大分市東津留１丁目３番37号
破産者　和田　典子
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第６２７号**
横浜市港南区日野５丁目31番27号
破産者　西田眞由美こと　西田真由美
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１５８７号**
横浜市青葉区藤が丘２丁目５番地５　Ｆ・ＢＬＡＮＣ501号室
破産者　清家　孝志
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１７０５号**
横浜市港南区港南３丁目２番19号　ハイムシオン102号
破産者　福原　直子
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１７３８号**
横浜市神奈川区新子安１丁目２番３－807号
破産者　眞鍋　新三
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１７６０号**
横浜市南区新川町５丁目28番地17　402
破産者　柳原　徳忠
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１８２９号**
神奈川県高座郡寒川町小谷３丁目２番43号
破産者　濱田　　弘
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第６０号**
富山市経力106番地１、前住所富山市大町85番地第３大町コーポ503号
破産者　中福　　剛
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１０２号**
長野県佐久市中込２丁目６番地30
破産者　丸　　正吉
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

**平成２８年（フ）第４５号**
長野県松本市大字島内4563番地の７
破産者　小原久美子
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２６年（フ）第６６号**
岐阜県加茂郡川辺町石神533番地３　ハートフルマンション川辺202号室、開始決定時の住所岐阜県加茂郡七宗町神渕3351番地１
破産者　長谷部育子
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２７年（フ）第３６３号**
愛知県岡崎市赤渋町字落30番地６
破産者　つばさ施工こと　前川　雄一
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係